

農地中間管理機構

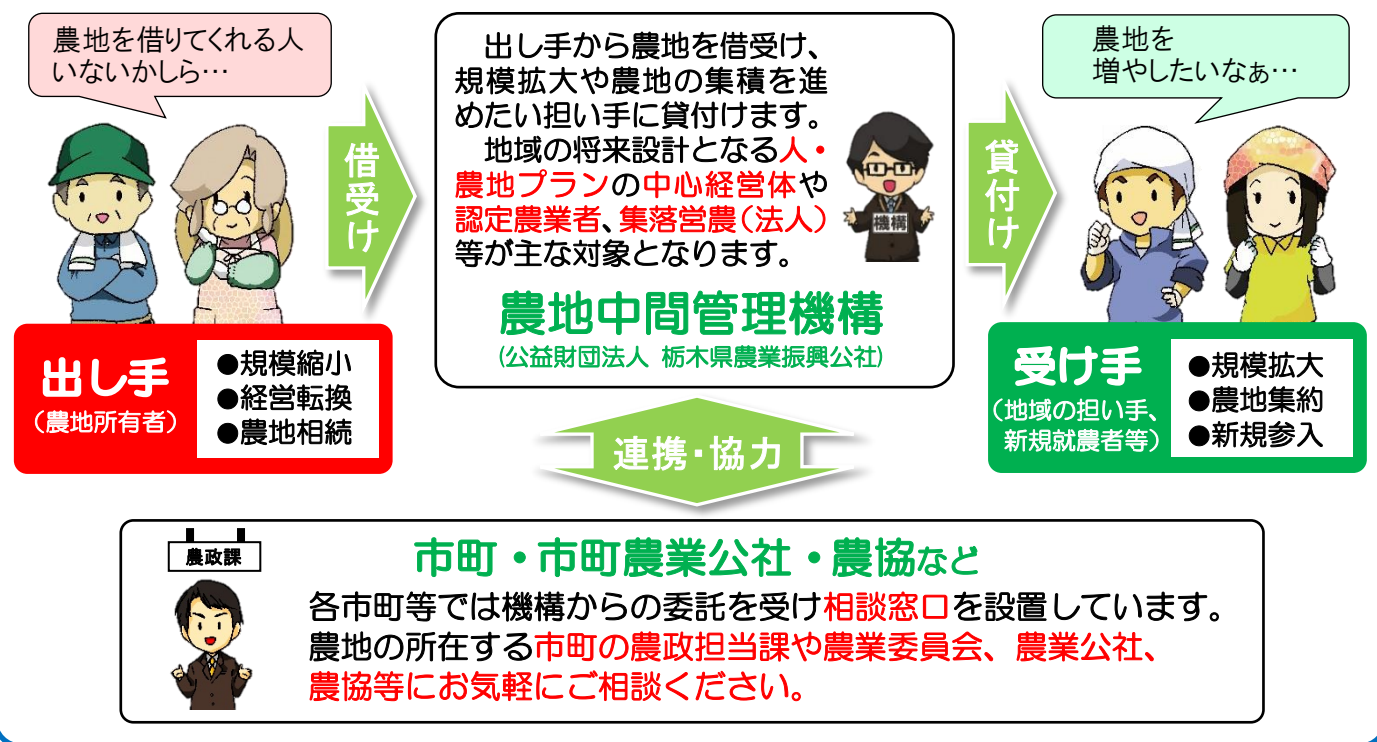
を活用して、農地の集積・集約化を進めましょう！

農地中間管理事業とは

農地の貸借を進める新しい仕組みです。
担い手への農地集積・集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めるため、農地の中間的受け皿になる機関です。



農地中間管理事業の流れ



事業活用のメリット

公的な機関を通じた取組ですので、安心して貸付け・借受けが行えます。

出し手

- 賃料は機構から支払われ、契約期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。

受け手

- 長期の経営計画（耕作）が可能となり、経営の安定化が図れます。
- 出し手が複数の場合でも、契約は機構とだけで済みます。また、賃料も自動振替により機構に支払うため、手間もかかりません。
- 条件により、まとまった農地の借入れや、分散した農地の集約化ができます。

ご相談ください



農地の出し手の方

農地を安心して貸したい意向のある方をお待ちしています。
まずは、農地の所在する市町の相談窓口へご相談ください。

農地の受け手の方

農地中間管理機構から農地を借入れるためには、まずは、機構が実施する**公募**に、借受希望者として応募していただく必要があります。

【応募方法】

公募期間内に、下記のいずれかの方法によりご応募ください。

- ①栃木県農地中間管理機構ホームページ (<http://www.tochigi-kikou.jp/>) 上に
ある公募フォームからの応募
- ②栃木県農地中間管理機構ホームページより【農用地等借受申出書】をダウンロードし、
必要事項を記入のうえ、機構に提出
- ③各市町の相談窓口からの応募

公募終了後、以下の事項を整理した上で、インターネット等で公表することになります
ので、ご承諾いただく必要があります。

○氏名（もしくは法人名） ○借受希望地区 など

公募期間、公表時期及び公募有効期限

公募は、**通年**で実施します。

公表は、各年度の四半期毎に行います。

公募の有効期限は、**一律令和3（2021）年3月31日まで**です。

お問い合わせ先

栃木県農地中間管理機構

（公益財団法人 栃木県農業振興公社）

〒320-0047 栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号

Tel:028-649-0818 Fax:028-648-9513

ホームページ：<http://www.tochigi-kikou.jp/>

又は、最寄りの市町等相談窓口まで

